

## 第 8 避難器具

## 凡 例

無印 : 法令基準等

防火に関する規定に係る法令又は通知等により運用を示されている事項

★ : 指導基準

当消防本部が消防機関として有する過去の火災事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

## 1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。  
ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (6) 「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

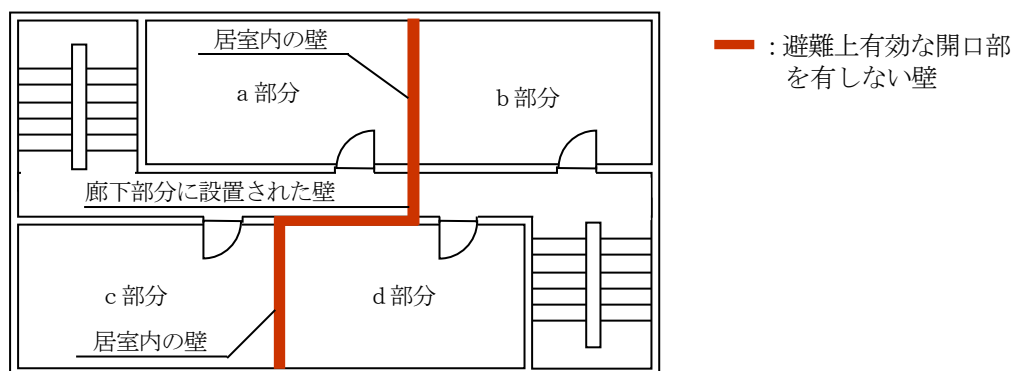
## 2 避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、令第25条の規定によるほか、次によること。

### (1) 避難階又は地上に直通する階段の個数の算出

令第25条第1項第5号に規定する避難階又は地上に直通する階段の個数の算出については、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分」という。）ごとに、避難階又は地上に直通する階段の個数を算出するものであること。（第8-1図及び第8-2図参照）

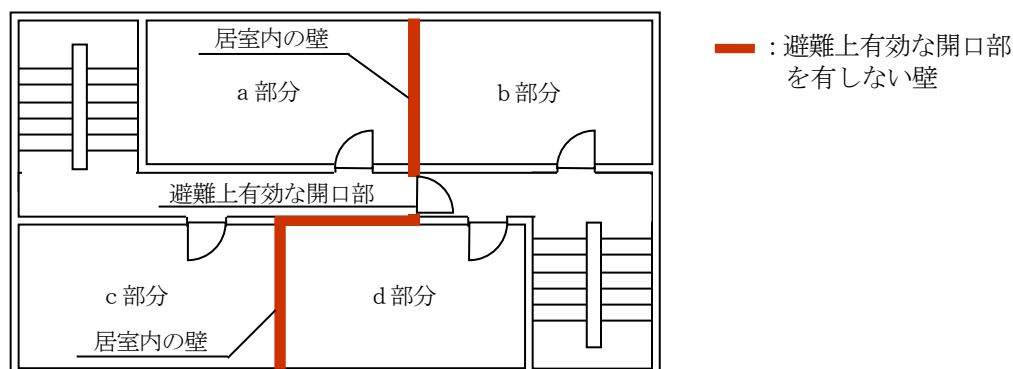
（避難階又は地上に直通する階段を1とする場合の具体例）



判定： 避難階又は地上に直通する階段が1（避難上有効な開口部を有しない壁で区画されていることから、区画された部分ごとに避難階又は地上に直通する階段の個数を算出）

第8-1図

(避難階又は地上に直通する階段を2とする場合の具体例)



判定： 避難階又は地上に直通する階段が2（避難上有効な開口部を有することから、当該階全体で避難階又は地上に直通する階段の個数を算出）

第8-2図

(2) 収容人員の算定

令第25条第1項第5号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

(3) 避難器具の設置個数の算定

ア 令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多き場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。★

(4) 病院、診療所、幼稚園、保育園及び社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台又は救助袋とすること。★

3 設置位置等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第8-1表によるほか、次によること。

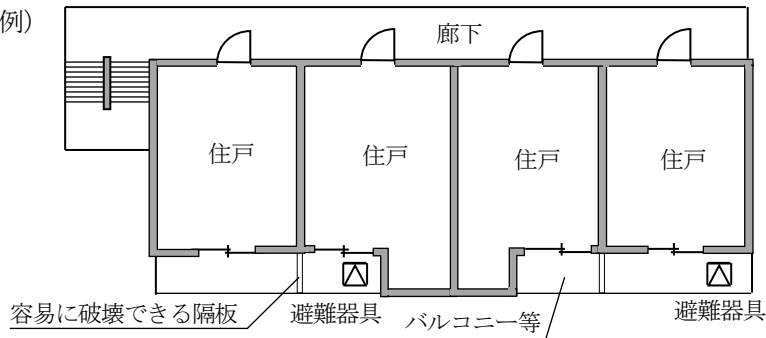
(1) 共通事項

ア 令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。

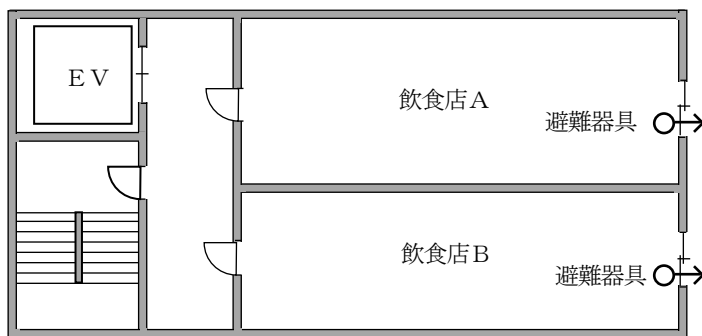
ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。

イ 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権原ごとに避難器具を設置すること。★（第8-3図参照）

(共同住宅に設ける場合の例)



(飲食店に設ける場合の例)



飲食店AとBの営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

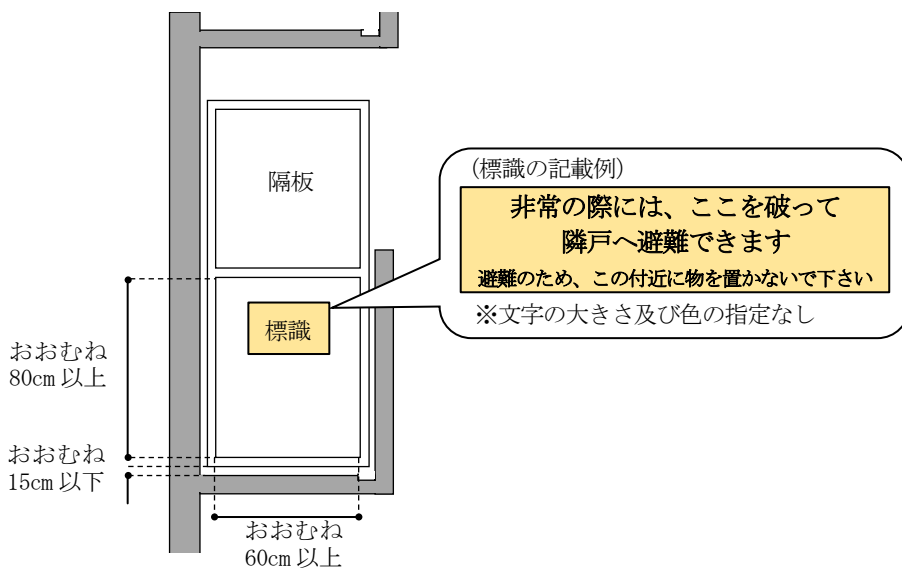
第8-3図

ウ 避難器具は、防火対象物の構造、外部の状況等によりやむを得ない事由がある場合を除き、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設けないこと。★

エ 隣接するバルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が隔板等によって隔てられている場合にあつては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。★（第8-4図参照）

- ⑦ 当該バルコニー等が避難経路として使用されること。
- ⑧ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- ⑨ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずること。

なお、隔板の大きさは、おおむね幅 60 cm以上、高さ 80 cm以上、下端の床面からの高さは 15 cm以下とすること。



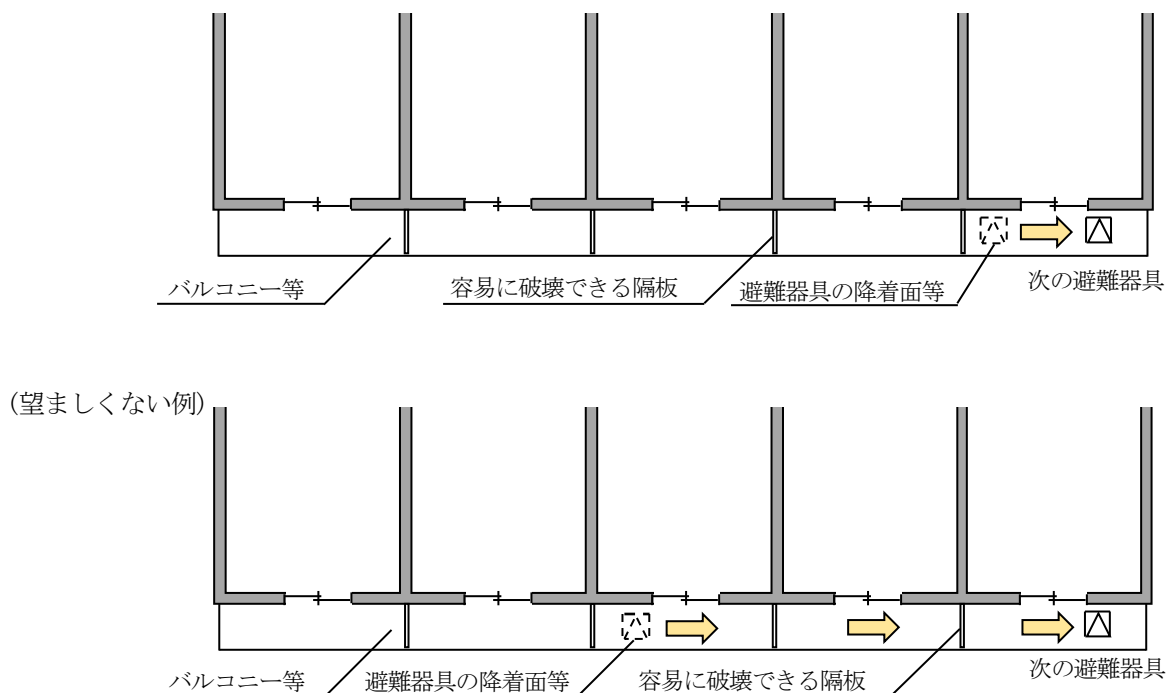
第8-4図

オ 令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう。★

カ 避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置すること。

この場合、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面等と近接して設置すること。★（第8-5図参照）

ただし、避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。



第8-5図

キ 取付部が転落のおそれのある場合は、高さ110cm以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。★

ク 避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。

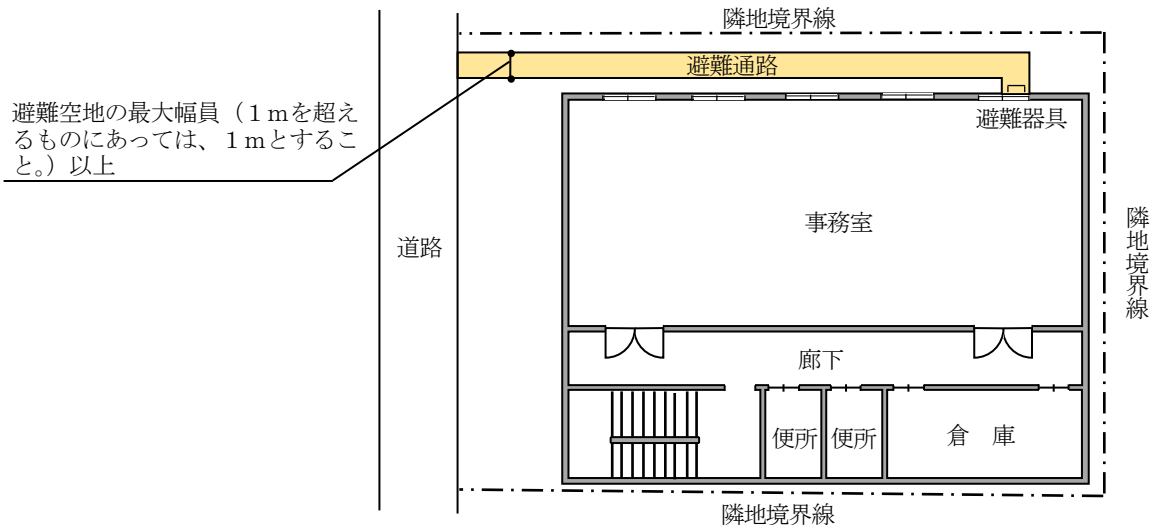
なお、避難器具の設置場所に夜間においても当該避難器具の取扱いを容易にするための照明器具の設置を義務付けているものではないが、夜間において避難器具の取扱いが困難又は転落のおそれがある場合には、照明器具を設置すること。★

ケ 避難空地は同一敷地内とすること。★

ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。

コ 避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）その他避難上支障となるものを設けないこと。

サ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（第8-6図参照）



第8-6図

シ 避難器具は、積雪時における避難に際して支障のない場所に設けること。★

(2) 避難はしご

避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）は、次によること。

ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。

イ つり下げ式のもの、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

なお、揺れ止め措置が講じられているものは、降下に支障を生じないものとして取り扱うことで差し支えないものであること。

ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは0.5m以下であること。

エ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからばりをいう。以下同じ。）の部分に設けること。ただし、6に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

(3) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、前(2). イ及びウの例によるほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、6に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

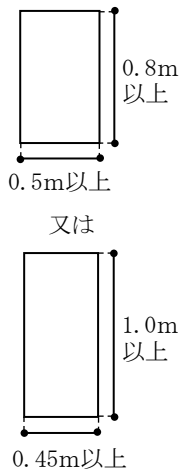
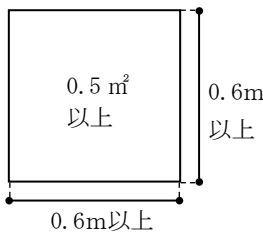
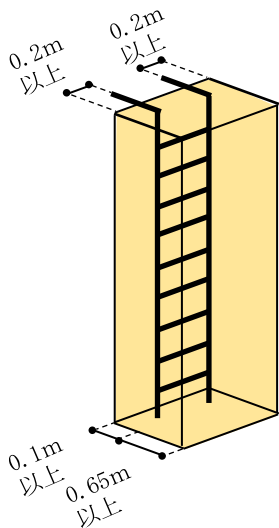
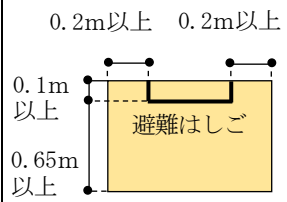
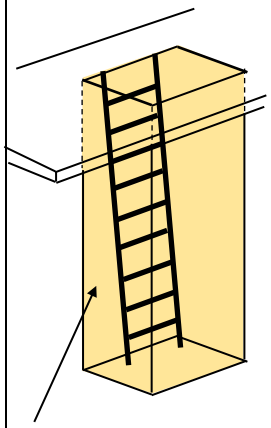
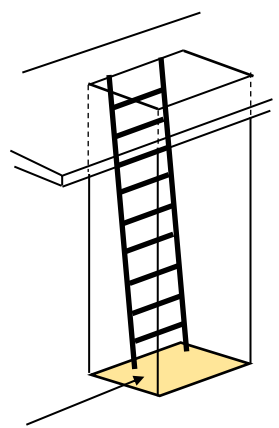
(4) 緩降機

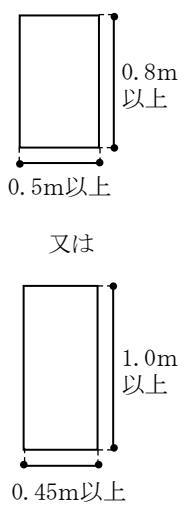
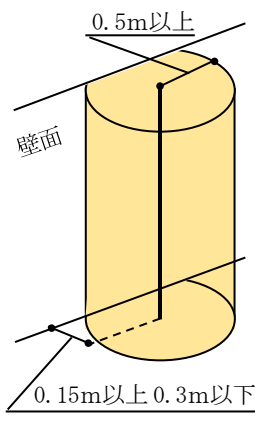
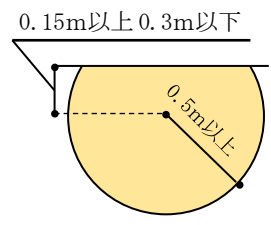
緩降機は、前(2). ア及びエの例によるほか、次によること。

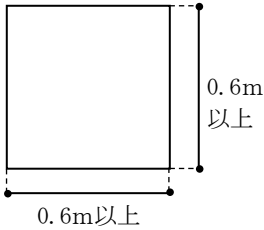
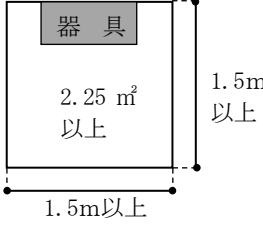
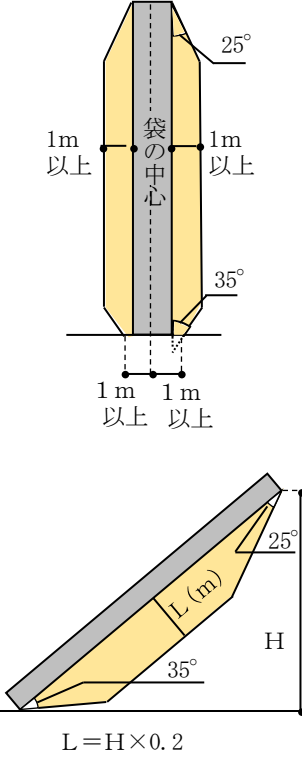
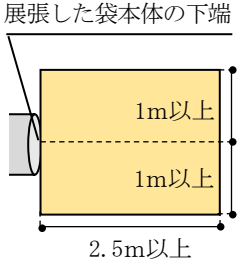
ア 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

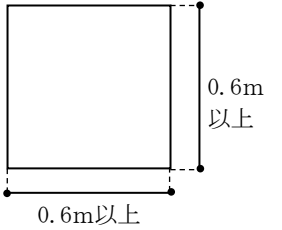
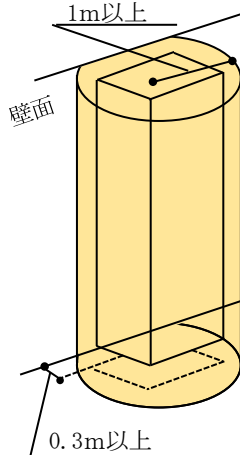
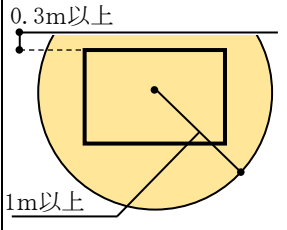
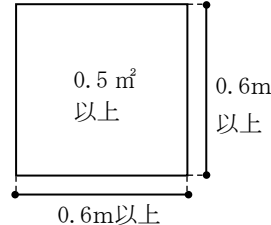
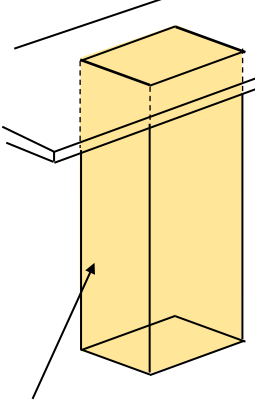
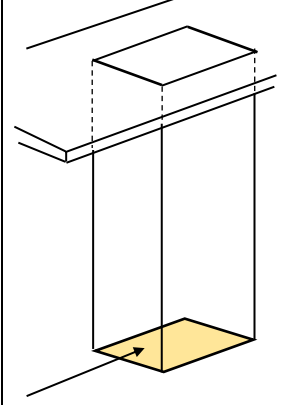
- イ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。
- ウ 緩降機を吊り下げるフックの取付位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする。
- (5) 救助袋
- ア 斜降式救助袋  
斜降式救助袋は、前(2). ア及びエの例によるほか、次によること。
- ⑦ 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。
- ⑧ 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。
- イ 垂直式救助袋  
垂直式救助袋は、袋本体の下部出口部と降着面等との間隔が無荷重の状態において0.5m以下であること。
- ウ 避難器具用ハッチに格納した救助袋  
避難器具用ハッチに格納した救助袋は、前(2). ウ及び③. イからオまでの例によること。
- (6) 滑り台  
滑り台は、前(2). ア及びエの例によるほか、滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- (7) 滑り棒  
滑り棒は、前(2). ア及びエの例によるほか、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。
- (8) 避難ロープ  
避難ロープは、前(2). ア. ウ及びエの例によること。
- (9) 避難橋
- 避難橋は、前(2). エの例によるほか、次によること。
- ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。
- ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。★
- ⑦ 避難橋の幅は、60 cm以上とすること。
- ⑧ アルミニウム等高温により熔融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。
- ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。
- ⑨ 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2 m以上離れた位置に設けること。
- ⑩ 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。
- ⑪ 避難橋の付近の適宜の場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。
- エ 公共用道路上空に設置する場合は、前ウの例によるほか、次によること。★
- ⑦ 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。
- ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。
- ⑧ 移動式の避難橋は、その一端を、ブランケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。
- ⑨ 前⑧の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5 m未満の道路とすること。
- (10) 避難用タラップ  
避難用タラップは、前(2). エ. オ及び③. オの例によるほか、次によること。
- 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- (11) 避難器具の設置に当たっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。★

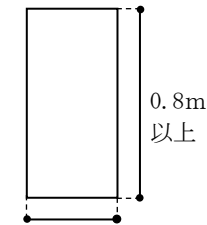
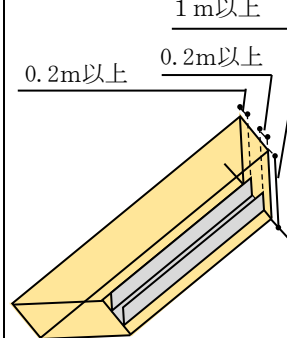
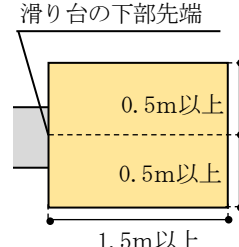
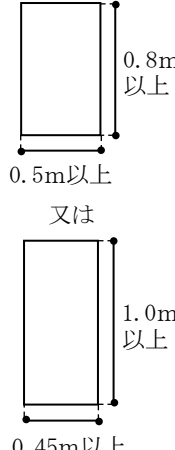
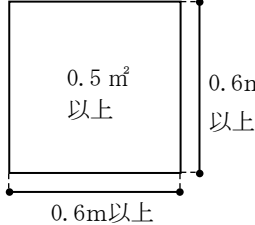
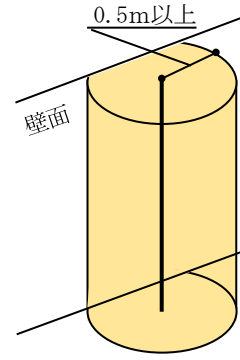
第8-1表

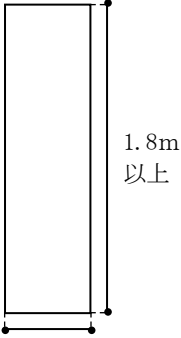
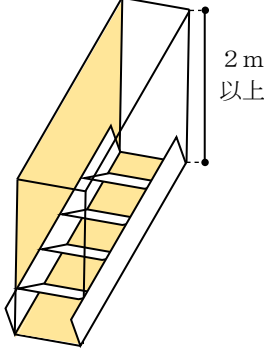
	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
避難はしご	 <p>壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。</p>	 <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。</p> <p>当該器具の操作に支障ないこと。</p>	 <p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に0.2m以上及び横棧の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲とすること。</p> <p>縦棒の本数が1本の場合は、横棧の端からそれぞれ外方向に0.2m以上とすること。</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上</p>
避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしご		 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>	

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>緩降機（同時に複数人が降下する構造のものを除く。）</p>	 <p>壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること。</p> <p>床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。</p>	 <p>壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること。</p> <p>ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合、若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては、突起物を降下空間内に設けることができる。</p> <p>降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。</p> <p>緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲以上を確保すること。</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上</p>

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
 <p>0.6m以上</p>	 <p>器具 2.25 m<sup>2</sup>以上 1.5m以上</p>	 <p>25° 1m以上 袋の中心 1m以上 35° 1m以上 1m以上 <math>L = H \times 0.2</math></p>	 <p>展開した袋本体の下端 1m以上 2.5m以上</p> <p>展開した袋本体の下端から前方2.5m、救助袋の中心線から左右に1m以上</p>
<p>壁面に設ける開口部の下端は、床面から1.2m以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>救助袋（斜降式） 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展開状態を設置位置近くの開口部等（設置開口部を含む。）から確認することができるものであること。</p>	<p>当該器具の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすること。 ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25 m<sup>2</sup>以上とすること。</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては25度、下部にあつては35度の上図による範囲内であること。 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合は0.3m））以上とすることができる。</p>	

設置位置			
取付部		降下空間	避難空地
開口部の大きさ	操作面積		
<p>救助袋（垂直式） （避難器具用ハッチに収納したものを除く。）</p>	 <p>0.6m以上</p> <p>0.6m以上</p> <p>壁面に設ける開口部の下端は、床面から1.2m以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を設置位置近くの開口部等（設置口部を含む。）から確認できるものであること。 床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。</p>	 <p>1m以上</p> <p>壁面</p> <p>0.3m以上</p> <p>当該器具の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすること。 ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。</p>	 <p>0.3m以上</p> <p>1m以上</p> <p>降下空間の水平投影面積以上</p> <p>救助袋と外壁の間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物がある場合にあっては、救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））</p> <p>降下空間及び避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで近接させることができる。</p>
<p>救助袋（避難器具用ハッチに収納したもの）</p>	 <p>0.5㎡以上</p> <p>0.6m以上</p> <p>0.6m以上</p> <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。 当該器具の操作に支障ないこと。</p>	 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>

	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
滑り台	 <p>滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p> <p>壁面に設ける開口部の下端は、床面から 1.2m 以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さであること。</p>	 <p>滑り面から上方 1 m 以上、 両端から外方向に 0.2 m 以上</p>	 <p>滑り台の下部先端から前方 1.5m、滑り台の中心線から左右に 0.5m 以上</p>
滑り棒・避難ロープ	 <p>壁面に設ける開口部の下端は、床面から 1.2m 以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。</p>	 <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。</p> <p>当該器具の操作に支障ないこと。</p>	 <p>滑り棒又は避難ロープを中心とした半径 0.5m 円柱形の範囲 ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない。</p>	<p>避難上支障のない広さ</p>

	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
避難橋 避難用タラップ	 <p>1.8m以上</p> <p>避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p> <p>高さ1.8m以上、かつ、幅は当該器具の最大幅以上</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	 <p>2m以上</p> <p>避難橋又は避難用タラップの踏み面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	<p>避難上支障のない広さ</p>

#### 4 固定部・取付け具の構造、強度等

避難器具の固定部・取付け具の構造、強度等は、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）第8に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には一定の強度が求められることから木造部分への取付けを避けるとともに、取付け具を固定する際には一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

#### 5 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の設置基準は、次によること。

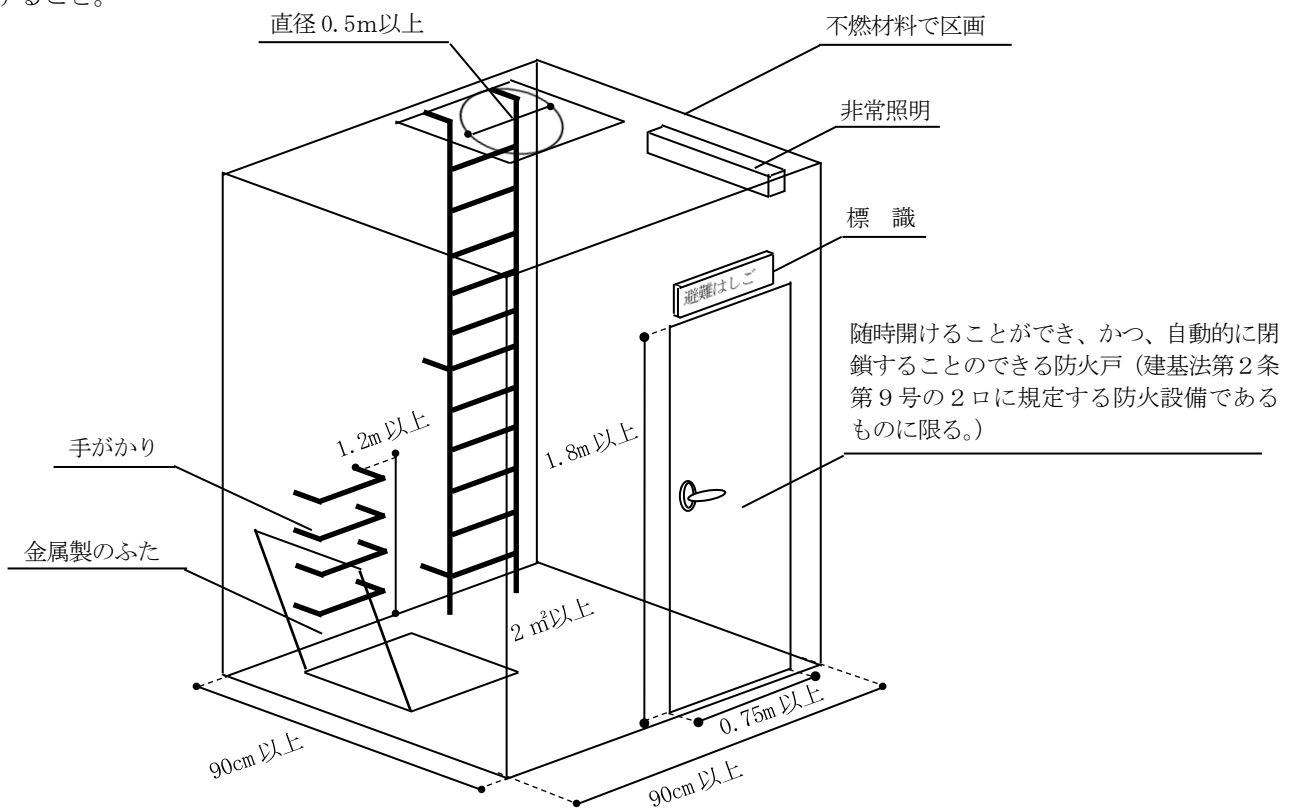
- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。」とは、避難器具を常時、組み立てた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいうものであること。

#### 6 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。（第8-7図参照）

- (1) 不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基令第112条の規定による場合については、当該規定によること。

- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。  
 なお、ここでいう「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さがおおむね 90 cm 以上で、かつ、2 m<sup>2</sup>以上の広さとする。★
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m 以上、幅 0.75m 以上の防火戸（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m 以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が 1.2m 以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合は、この限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。



## 7 屋内避難階段等の部分の取扱い

建基令第 123 条第 1 項に規定する屋内避難階段に、次により排煙上有効な開口部を階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設けた場合にあっては、当該階に設置する避難器具の個数は当該避難階段を利用することができる階ごとにそれぞれ令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する避難器具の設置個数から当該避難階段の数を引いた数とすることができるものであること。

- (1) 階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部は、次のア及びイに該当するものであること。
- ア 開口部の開口面積は、2㎡以上であること。
- イ 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。
- ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に500㎤以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、開口部の上端が天井の高さの位置になくてもよいものであること。
- (2) 前(1)の直接外気に開放された排煙上有効な開口部に、次のアからキまでにより建具（排煙窓）を設けた場合は、令第32条の規定を適用し、直接外気に開放された排煙上有効な開口部とみなすものであること。
- ア 建具の有効開口面積は、2㎡以上であること。
- イ 建具を設ける開口部は、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分にあること。
- ウ 建具は外たおし窓とし、回転角度は45度以上とすること。
- エ 建具には手動開放装置を設けるほか、操作部を床面から0.8m以上1.5m以下の高さの位置に設けるとともに、その使用方法を表示すること。
- オ 一の手動開放装置の操作によって、すべての建具が一斉に開放するものであること。
- カ 規則第23条第5項第1号の規定により設けられた煙感知器の作動と連動し、すべての建具が一斉に開放するものであること。
- キ 建具を設ける開口部の設置位置と外部空間との関係は、次によること。★
- ⑦ 隣地境界等の場合
- 当該開口部から隣地境界又は同一敷地内の他の建築物等までの水平距離は、建具の開放に支障がない距離であり、かつ、2㎡以上の排煙上支障のない空間を有すること。
- ⑧ ドライエリアの場合
- a 当該開口部からドライエリアの周壁までの水平距離は、建具の開放に支障がない距離であり、かつ、ドライエリアの大きさは、地階の各階に設ける開口部の数に2㎡を乗じて得た数以上の水平投影面積を有すること。
- b ドライエリアの上部にグレーチング等で蓋をする場合は、当該蓋の有効開口面積の合計が前aの水平投影面積以上であること。
- (3) 前(2)の建具は、法第17条の3の3の規定の例により点検及び報告を行うこと。

## 8 標識

- (1) 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第8-2表によること。

第8-2表

種 別	設 置 場 所	大 き さ	色	表 示 方 法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 12 cm以上 横 36 cm以上	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。	「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置個所に至る廊下、通路等			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具の直近の見やすい箇所	縦 30 cm以上★ 横 60 cm以上★	同上★	図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。
備考				
1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識は、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載しないことができるものであるほか、避難器具の設置場所が容易にわかる場合には設置しないことができるものであること。				
2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができるものであるほか、兼用する場合の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ30 cm以上及び60 cm以上とすること。★				
3 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って設置しないことができるものであること。				

(2) 特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置場所の表示に関する取扱い

避難器具を設置し、又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

ア 避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に識別できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講じること。

なお、この場合の措置は、容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等と表示すること。★

イ 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識

避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあっては、当該付室をいう。以下同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下「避難器具設置等場所配置図」という。）は、次によること。（第8-8図参照）

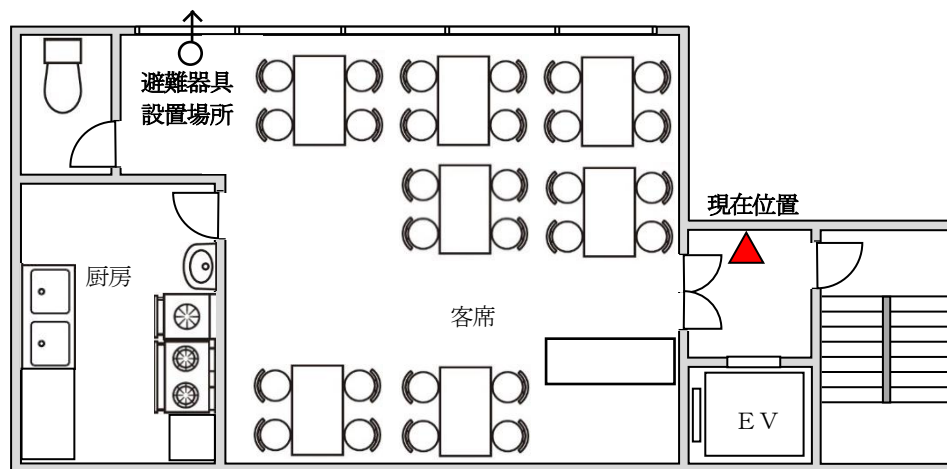
① 避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。★

② 避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。★

③ 避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。★

ウ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。★

（避難器具設置等場所配置図の例）



第8-8図

9 避難器具の格納

避難器具の格納は、次によること。

- (1) 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて保護するために格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。